

タイ集中治療医学会（TSCCM）および日本集中治療医学会（JSICM）の提携設立合意書

タイ集中治療医学会（以下、TSCCM）と日本集中治療医学会（以下、JSICM）の学会間提携における組織および運営に関する合意内容をここに示す。両学会は提携期間中、本合意書に含まれる条項を順守する。

第一項：合意の範囲

1. 綱領

TSCCM と JSICM の合同学術プログラム組織委員会（以下、合同委員会）は、両国の集中治療室における医療従事者の専門性をより高めるために叡智を結集して集中治療医学の進歩と発展を追求するとともに、両国集中治療医の相互理解を深めるよう努める。

2. 合同委員会の組織

理事長、国際交流委員会委員長、および組織委員会が選出した学会員 3 名で構成される両国各々5名の委員が合同委員会を運営する。両学会の理事長は、合同委員会の統轄権を相等しく持つこととする。両学会の国際交流委員会委員長は、合同委員会の書記として務める。合同委員会会議は、合同学術プログラムの開催期間中に通例年 1 回開催する。合同委員会会議の開催時期の変更は、両国の組織委員会委員全員の了承を必要とする。合同委員会は、両国の組織委員会委員全員の合意に基づき追加開催することができる。

3. 合同委員会の役割

- a. 年次合同学術プログラムの開催の調整。
- b. 教育および研究連携の促進：合同委員会は、TSCCM と JSICM の共同研究を調整し促進する。
- c. 患者紹介システムの運用：合同委員会は、患者が相応の理由を有し、かつ両国間の法的権利譲渡が確認できることを条件として相互の患者紹介システムの運用を通じて患者入院を促進する。

4. TSCCM と JSICM の合同学術プログラム

- a. 合同学術プログラムは、両学会の年次学術集会において年 1 回実施することとし主催学会は他方の学会から講演者を招待する。両学会は、Joint Scientific Meeting を 2 年毎に主催することになる。
- b. 主催国は、学術集会プログラムを計画し招待国からの参加者の費用負担に対する資金援助額を決定する。この場合、組織委員会委員と招請講演者に対して、謝礼金、航空運賃（エコノミークラス）、および学術集会期間中 3 泊分の宿泊費用を旅費として支給するものとする。これらの条件の変更は、両国の組織委員会の同意を必要とする。
- c. 合同委員会および招請講演者は、合同学術プログラムへの登録費用が免除される。

- d. 合同学術プログラムへの出席は、両学会の CME クレジットの対象である。

第二項：合意条件

この文書に署名することにより、TSCCM と JSICM の両学会は、以下の条件に同意する：

- a. TSCCM と JSICM の組織委員会は、本合意が 2014 年 3 月 1 日をもって有効になることを確認する。
- b. 何れかの学会が本合意の全体あるいは一部の延長を望む場合、その学会は他方の学会に書面でその意向を通知し、両学会はその提案について会談する。
- c. 相互の書面による同意のもと、合意の延長または更新の回数を制限することなく、本合意を何時でも終了あるいは延長することができる。
- d. 何れかの学会が本合意の規定に違反した場合、他方の学会は、30 日前までの書面による通知をもって本合意を終了することができる。

以上の証として、TSCCM と JSICM は、2014 年 3 月 1 日をもって本合意を正式に締結した。

署名：

署名：

理事長

理事長

タイ集中治療医学会 (TSCCM)

日本集中治療医学会 (JSICM)